川崎市健康増進計画推進評価検討委員会設置要領

（目的及び設置）

第１条　川崎市健康増進計画（以下「計画」という。）に掲げた目標到達のための事業の推進と評価指標の検討を目的に、川崎市健康増進計画推進評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項の検討を行う。

（１）計画の普及啓発や推進に関すること

（２）計画の評価や評価指標に関すること

（３）健康づくりシステムの構築に向けた環境整備に関すること

（４）各区健康づくり推進連絡会議との連携に関すること

（５）その他健康づくりに関連する事項

（構成）

第３条　委員会は、別表に掲げる所属から選出された各１名をもって構成する。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は、委員会の構成員のうち担当部長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員会に副委員長を置き、副委員長は、委員長の指名により選任する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員長は、審議に必要があるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

４　委員長は、委員会の運営上必要に応じ部会を設置することができる。

（任期）

第６条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、平成１３年６月１９日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年７月６日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年５月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、別表中「健康福祉局長寿社会部介護保険課」を「健康福祉局長寿社会部地域ケア推進担当」とする改正は、平成２４年４月１日に遡って適用とする。

附　則

この要領は、平成２５年５月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

所属	出席者
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表職員
区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	代表保健所支所長
健康福祉局保健医療政策部	担当部長
健康福祉局保健医療政策部健康増進課歯科保健政策担当	担当課長
健康福祉局保健医療政策部健康増進課歯科保健政策担当	代表職員
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課	代表職員
健康福祉局地域包括ケア推進室	代表職員
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	代表職員
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（母子保健担当）	代表職員
市民文化局市民スポーツ室	代表職員
教育委員会事務局学校教育部健康教育課	代表職員